

学生相談室だより

学生相談室の紹介

学生相談室は本館1階東側にあります。学生の皆さんが困った時、不安なことがある時、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーがお話を聞いてくれます。どんなことでも自由に話せるところです。
話された内容はもちろん、学生相談室に来室したことも含めて秘密は守られます。

令和7年度 カウンセラー担当表

月	火	水	木	金
荒木	瀬井	壁	壁	瀬井
10時～16時	10時～16時	10時～16時	10時～16時	10時～16時

- ・基本的には予約制です。衛生管理室で予約できます。カウンセラーの時間が空いている時はすぐにお話できます。
- ・電話や手紙、メールによる相談も受け付けています。

あら き
荒木
カウンセラー



「なんとなくもやもやする」「眠れない」…そんなときはころろがあなたに何かを知らせようとしているのかもしれません。ころろのサインに気づき、自分の内面と向き合う作業は、目の前の問題解決だけでなくころろの成長にもつながっていくと感じています。どんなに小さな困り事でも気軽に学生相談室を訪ねてくださいね。

おすすめストレス発散方法 思いのたけを紙に書き出す、愚痴を聞いてもらう、アウトドアで自然を感じる

かべ
壁
カウンセラー



新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。社会に出る前の、この時期にしか、経験できないこと、味わえないことに、挑戦してみませんか。新たな自分に出会えるかもしれません。また、その経験が、将来に渡って、あなたの心の支えとなるかもしれません。悔いが残らないよう、学生生活を堪能してください。

おすすめストレス発散方法 ストレッチと推し活

せ い
瀬井
カウンセラー



「一度出会ったら、人は人を失わない。…あの人がいたら何と言うか、どうするか。それだけで私はずいぶん助けられてきた」江国香織さんの本に出てくる言葉です。そんな出会いがあるかもしれないと願いつつ、今年も一人ひとりとの出会いを大切にしていきたいと思っています。よかったら気軽にドアを開けてみてください。

おすすめストレス発散方法 温泉(バブでもOK!)とホットアイマスク

問い合わせ先

学生相談室直通

TEL: 052-852-9407

E-mail: sodan@nagoya-aoi.ac.jp

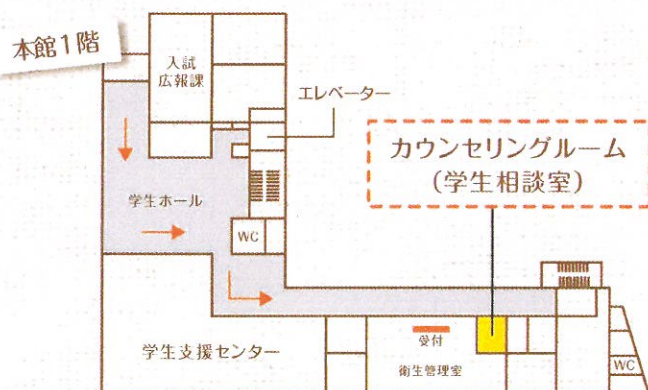
衛生管理室直通

TEL: 052-852-1825

令和7年度 学生相談室 開室時期

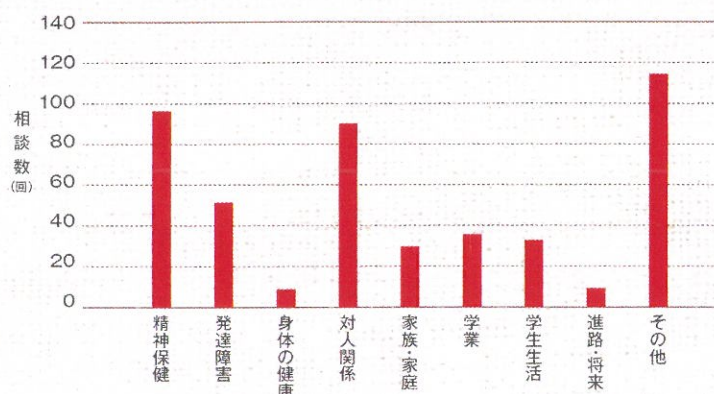
前期 / 4月10日(木)～ 7月25日(金)

後期 / 9月19日(金)～12月24日(水)・1月5日(月)～1月19日(月)



令和6年度 学生相談室活動状況

令和6年4月～令和7年1月



1.主訴による相談内容の分類

令和6年度の相談内容は、「精神保健」が99回、「対人関係」が90回、「発達障害（未診断も含む）」が52回、「学業」が37回、「学生生活の不安」が35回、「家庭・家族」が30回、「進路・将来」が10回、「身体・健康」6回、「その他」は保護者や教職員、医療関係者等との学生についての相談で116回であった。

2.現状と今後の課題

今年度の傾向として、自分を見つめ直すために継続的に利用する学生に加えて、困った時に適宜相談して短期利用する学生が増えてきている印象がある。短期利用だからといって、悩み事が軽いというわけではなく、大学入学前から学校生活への適応に何らかの課題を抱えていたケースも少なくない。

授業中のグループワークやディスカッションといった集団でのコミュニケーションが求められる場面で感じた軽微なつまづきをきっかけに、過去の傷つき体験が再燃して不適応になるケースや、大学での修学・生活環境に合わせていく過程で疲労感を感じ、次第に気力が落ちてしまうケース、また、学生生活を難くこなしているように見える周囲との学生と自分とを比べ、劣等感を深めてしまうケースなどさまざまであるが、大学生活で不都合が生じていても、困り感を自分のこととしてとら

える意識が薄い場合は、継続利用につなげていくことが難しいため、指導教員等と連携して、積極的に学生サポートを行っている。

支援のポイントとして、①安心できる環境づくり②修学への現実的サポート③周囲とのつながりの形成が肝要であり、①②に関しては、教職員となるべく早い段階で協働し、複数の学内相談先を作る、授業についていけない場面の具体的な配慮を依頼するといった対応で、無事に乗り越えられたケースがいくつか見られた。③に関して、孤立しがちな学生にとって周囲とのつながりは、「自分一人だけではない」「同じように悩んでいる学生がいる」という気づきから安心感をもたらし、共に成長していく喜びを共有する機会にもなり得るため、安心できる居場所づくりや、学生サポーター等ピアサポート活動の活性化を検討していきたい。

✦ 令和6年度 教職員向けカウンセリング研修会 ✦

講師：児童教育学科 榊原剛

演題：障害のある学生の修学支援

～合理的配慮提供の法的義務化をふまえて～

講師からのメッセージ

2024年4月に施行された改正障害者差別解消法により、これまで私立大学では努力義務であった障害のある学生等への合理的配慮の提供が法的義務になり、障害学生支援の体制整備は今後より一層充実したものとなっていくことが期待されています。

障害のある学生の「学びたいとき、学びたい場所で、自由に学ぶ権利」を保障するためには、障害のない学生を前提として構築された大学の仕組みや構造、授業や評価等が、障害のある学生にとっての「社会的障壁」となっている点に留意が必要です。そのため大学の教職員には、事前的改善措置（環境整備）や合理的配慮の提供により社会的障壁を除去し、障害のない学生と障害のある学生の平等な学びを保障する教育環境の実現に取り組むことが求められています。



カウンセリング利用者の声

心のより所の1つとして、本当に助かっています。

家族の話は誰にも話せる人がいなかったのですが、すごく心が軽くなりました。

カウンセリングのおかげで楽しく大学生生活を送ることができるようになりました。